

第48号議案

中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成27年11月27日提出

中間市長 松下 俊男

中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 中間市（以下「市」という。）は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が第3項の規定により法別表第2の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の事務の欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市の執行機関は、法別表第2の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けら

れているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

執行機関	事務
1 市長	中間市乳幼児・児童医療費の支給に関する条例（昭和49年中間市条例第23号）による乳幼児・児童医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	中間市重度障害者医療費の支給に関する条例（昭和49年中間市条例第24号）による重度障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（昭和58年中間市条例第19号）によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	福岡県療育手帳制度要綱（昭和49年2月19日福岡県民生部長通知48児第1893号）による療育手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はそ

		<p>の算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
2 市長	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>
3 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>

4 市長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (5) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (6) 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
6 市長	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務で	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	あつて規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (2) 地方税関係情報であつて規則で定めるもの (3) 特別児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であつて規則で定めるもの (5) 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であつて規則で定めるもの
9 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であつて規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であつて規則で定めるもの (4) 介護保険給付等関係情報であつて規則で定めるもの
10 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であつて規則で定めるもの (3) 児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であつて規則で定めるもの
11 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地方税関係情報であつて規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であつて規則で定めるもの
12 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であつて規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であつて規則で定めるもの

	祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
13 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
14 市長	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (5) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
16 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの

		(5) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
17 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業に実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
19 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (5) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (6) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
20 市長	中間市乳幼児・児童医療費の支給に関する条例による乳幼児・児童医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (5) 児童手当関係情報であって規則で定めるもの (6) 中間市ひとり親家庭等医療費の支

		給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
21 市長	中間市重度障害者医療費の支給に関する条例による重度障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (4) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (5) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
22 市長	中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (4) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (5) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (6) 中間市乳幼児・児童医療費の支給に関する条例による乳幼児・児童医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの